

10 防災・減災、国土強靱化の推進

1 土木施設の防災・減災、国土強靱化の取組の強力な推進

【提案内容】

提出先 内閣官房、財務省、国土交通省

近年、激甚化・頻発化している自然災害による被害の防止・最小化を図るため、インフラの機能強化や、災害時に命を守るための体制強化等、5か年加速化対策に基づき、防災・減災、国土強靱化の取組を引き続き、強力に推進していく必要があることから、十分な支援を行うこと。

また、対策に必要となる予算を安定的に確保するとともに、補正予算については円滑な事業執行が図られるよう弾力的な措置を講じること。

さらに、5か年加速化対策後においても、引き続き、国土強靱化に必要な予算を別枠で確保すること。

加えて、都市部の住宅地周辺に多くのがけ地を抱える本県においては、急傾斜地の施設整備を重点的に推進するため、急傾斜地崩壊対策事業の採択基準を緩和するなど、制度拡充を図ること。

◆現状・課題

近年、全国各地で甚大な水災害、土砂災害が頻発し、大規模地震の発生も切迫している。令和元年の台風第15号や第19号では、本県でも記録的な暴風や大雨をもたらし、県内全域にわたって甚大な被害を発生させた。また、地球温暖化等の気候変動により、今後、更に異常気象の発生とそれに伴う災害リスクの増大が懸念されている。特に本県は、首都圏に位置し、人口、資産、交通網等が集積しており、ひとたび発災すると被害の影響が大きいことから、自然災害への備えを加速させることが急務となっている。

国においては、平成30年度に「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を決定し、本県を含め全国が一丸となって強靱化に取り組んできた。

さらに、令和2年12月に「5か年加速化対策」を決定し、令和7年度までの5か年で防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図ることとしている。

本県でも、令和2年2月に近年の水災害における課題や教訓を踏まえた「神奈川県水防災戦略」を定め、河川、道路、砂防、海岸及び下水道といった土木施設の防災・減災、国土強靱化の取組を強力、かつ、重点的に推進しており、期待された成果が現れているところである。

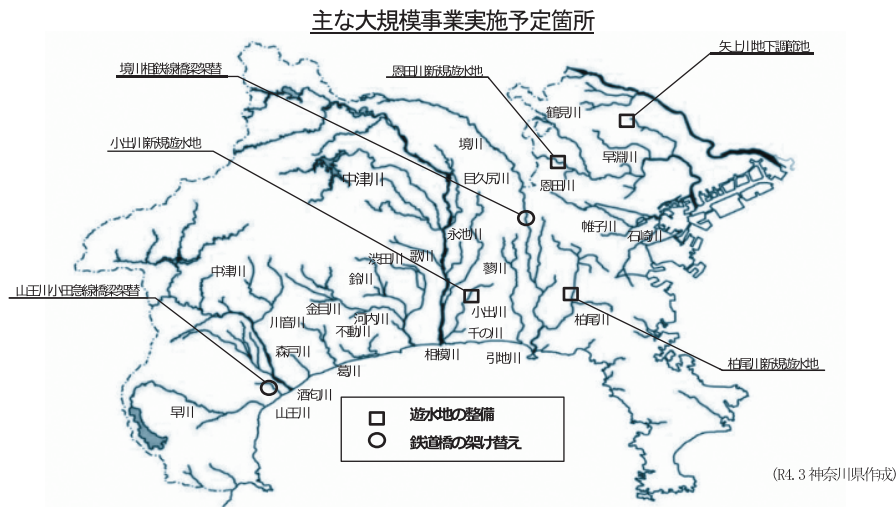
加えて、令和4年度は、「水防災戦略」の計画額を上回る予算措置を行い、取組をより一層強力に推進することとした。

こうしたことから、今後、本県における取組を推進していくためには、「5か年加速化対策」に基づく十分な予算措置を含めた国の支援が不可欠である。

【河川】

本県では、「5か年加速化対策」により、河川のハード・ソフト対策を集中的に推進しており、樹木・堆積土砂等に起因した氾濫の危険性が軽減されるなど、一定の効果が現れているが、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、更なる水災害への対応力の強化に向けて、流域のあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」への転換を進めている。この取組を本格的に実践していくに当たっては、まずは、河川の整備等のハード対策をより一層加速させる必要があり、「矢上川地下調節池」等の洪水調節施設の整備や河川の拡幅に伴う鉄道橋の架け替えなどの大規模事業等をより強力に進めていくとともに、被害の防止・最小化を図るために、堆積土砂の掘削や樹木伐採に着実に取り組んでいく必要がある。また、ソフト対策としては、引き続き市町村等の要請を踏まえ、円滑な避難のために、水位計や河川監視カメラの増設などを進める必要がある。

こうした河川のハード・ソフト対策の推進には、引き続き、「5か年加速化対策」に基づく十分な国の支援が不可欠である。



【道路】

道路は、国民経済・生活を支える基幹的なインフラであり、大規模災害時においても経済活動を機能不全に陥らせないためには、県内の道路ネットワークの被害を最小限にとどめ早期に復旧させるための対策が求められている。

このような中、国の「3か年緊急対策」により、緊急輸送道路における土砂崩落対策などの整備が進み、一定の効果が発現されているが、令和元年の台風第19号では、道路法面の大規模な崩落による甚大な被害が発生するなど、県民生活に大きな支障が生じており、近年の激甚化・頻発化する気象災害や、切迫する首都直下地震等の発生を見据え、更に対策を加速化させる必要がある。

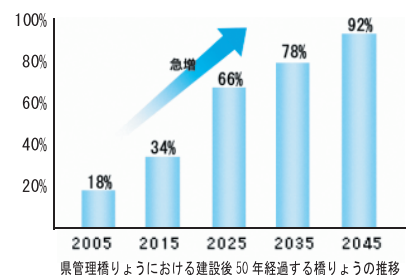
そこで、「5か年加速化対策」を活用し、高速道路や国道における道路施設の防災・減災対策などを強気に推進するとともに、本県及び市町村が進めている橋りょうの耐震補強、道路斜面の土砂崩落対策、無電柱化、道路ネットワークの機能強化、道路（橋りょう、トンネル、舗装等）の老朽化対策などを推進するため、十分な予算措置を含めた継続的な国の支援が必要不可欠である。



橋りょうの耐震補強（相模川 湘南大橋）



道路ネットワークの機能強化（県道42号（藤沢座間厚木））



【砂防】

本県では、「5か年加速化対策」により、急傾斜地崩壊防止施設等の施設整備や土砂災害警戒区域等の計画的な見直しなどの取組を集中的に進めており、土砂災害対策に一定の効果が現れているが、近年の激甚化・頻発化する土砂災害への対応力の強化に向けて、より一層強力に取り組むを加速させる必要がある。

首都圏に位置する本県においては、人口・資産・交通網などが集積し、居住エリアに多くのがけ地が隣接しているために、ひとたび発災すると被害の影響が大きく、がけ崩れから県民のいの

ちを守る対策が重要な取組となっている。

特に、交付金事業の採択要件を満たさない高さが10m未満等のがけ地については、本県の単独事業により対応しているが、多くの箇所が完成するまでに長い期間を要するのが現状であり、重点的に取組を加速化させる必要がある。

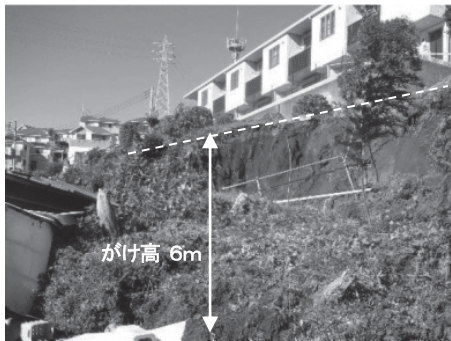
こうした対策の推進には、引き続き、「5か年加速化対策」に基づく十分な国の支援とともに、急傾斜地崩壊対策事業のがけの高さの採択基準を緩和するなど、制度の拡充が不可欠である。

急傾斜地崩壊防止施設の整備状況

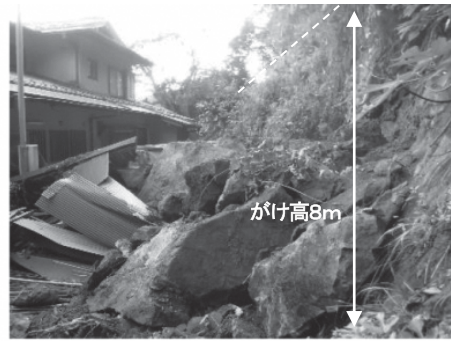
区分	危険箇所数	概成箇所数	整備率
交付金(公共)事業	1,872	1,291	69%
県単独事業	639	137	21%
合計	2,511	1,428	57%

特に、高さ10m未満の急傾斜地の対策が遅れており、重点的に整備を加速化させる必要がある
(交付金事業の採択基準の緩和が求められる)

(R4.3 神奈川県調べ)



住居エリアに隣接した高さ10m未満の急傾斜地



高さ10m未満の急傾斜地でも、家屋等に被害が生じるがけ崩れが発生している

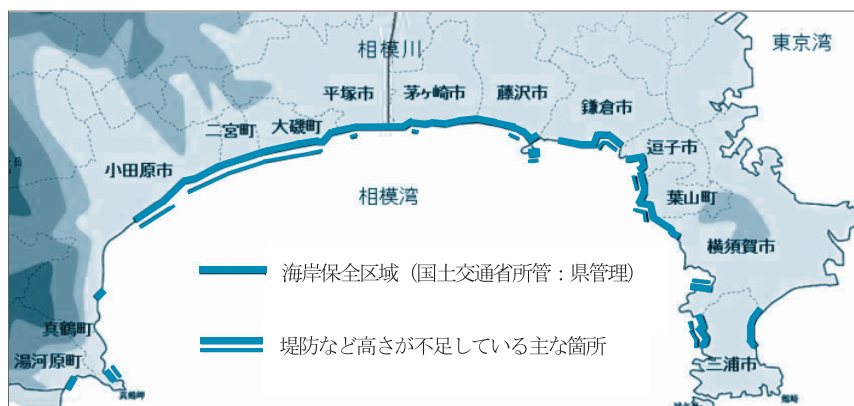
【海岸】

本県では、発生頻度の高い津波や高潮などに対応したハード対策として、基本的な方向性を示した海岸保全基本計画を策定し、整備を進めているが、堤防などの高さが不足している延長は、全体約50キロメートルのうち約4割に相当する。

そうした中、国が策定した「5か年加速化対策」により、これまで度々、越波が発生した湯河原海岸などにおいて、事業を大幅に進捗させてきたが、その他の海岸でも、近年の強大な台風の高波によって、家屋等に被害が発生しているため、引き続き「5か年加速化対策」に基づく十分な国の支援が不可欠である。

また、ソフト対策として、最大クラスの津波・高潮に対して、県による津波災害警戒区域や高潮浸水想定区域の指定、及び市町によるハザードマップの作成など警戒避難体制の強化を図るためには、国の支援が不可欠である。

海岸保全区域における要整備箇所



(R4.3 神奈川県調べ)

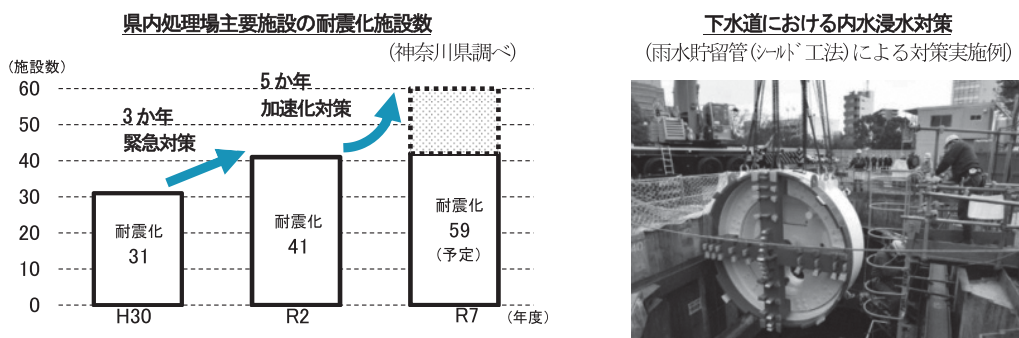
【下水道】

本県では、国土強靱化地域計画により、下水道施設の耐震化及びネットワーク化に重点的に取り組んでおり、国の「3か年緊急対策」により、耐震化事業を着実に進めてきた。

下水道は、「公衆衛生インフラ」として県民のいのちを守るために継続が求められるエッセンスネットワークであり、大規模な自然災害の際も処理場の機能を継続するため、下水を取り込み、処理、消毒、放流に係る主要施設の耐震化を、更に加速化させる必要がある。

また、県内市町村では、主要施設の耐震化に加えて、近年激甚化・頻発化する風水害への対応として、流域治水の考え方の下、下水道における内水浸水対策の強化が求められる。

こうした対策の推進には、引き続き、「5か年加速化対策」に基づく十分な国の支援が不可欠である。



◆実現による効果

ハード・ソフトの両面から対策を推進することにより、自然災害から「県民のいのち」を守るとともに、県土の災害対応力の強化が図られる。

(神奈川県担当課：県土整備局道路管理課、河港課、砂防課、下水道課)

2 風水害対策の支援強化

【提案内容】

提出先 内閣府、国土交通省、気象庁

- (1) 近年の風水害での対応と避難の状況を検証し、より効果的な気象・避難情報の伝達方法や、住民の避難意識を高める普及啓発を強化すること。

◆現状・課題

令和元年房総半島台風や東日本台風、令和2年7月豪雨など、数十年に1度と言われるような豪雨や台風などの異常気象が続く近年の気象状況等を鑑みると、大規模水害は毎年発生すると認識し、風水害対策を強化することが急務である。本県では、風水害対策を加速させるため、「水防災戦略」を策定し、「水害からの逃げ遅れゼロ」を目標の1つとしており、住民の避難意識を高めるための更なる普及啓発が必要である。

また、近年の災害の教訓を踏まえ、災害対策基本法の改正により、避難勧告と指示が一本化されるなど、新たな警戒レベルが策定されたところであり、こうした最新の仕組みについて、理解が進むよう、普及啓発の強化が必要である。

◆実現による効果

避難意識を高める普及啓発の強化により、住民が気象や避難情報について、正しく理解することで、適切な避難行動につながる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理防災課)

- (2) 改正災害対策基本法において、風水害における広域避難を進めるための規定整備が図られたことを踏まえ、国のリーダーシップによる広域避難体制の整備を進めるとともに、**地域における広域避難の検討の促進が図られるよう、実現可能な広域避難に関する分かりやすいガイドラインの策定を進めるなど、広域避難対策の更なる強化に取り組むこと。**

◆現状・課題

改正災害対策基本法において、災害発生前の事前協議手続きや、国の非常災害対策本部の設置など、風水害における広域避難を進めるための規定が整備されたが、地域における広域避難の検討が促進されるよう、国主導による広域避難を推進する体制や役割などを明確にするとともに、広域避難を呼びかける情報発信や、移動手段の確保、要配慮者への対応など、具体的な手順、内容などを示した、わかりやすいガイドラインを国が示すべきである。

◆実現による効果

広域避難に関する具体的なガイドラインが示されることで、各地方自治体による広域避難対策の取組の促進につながる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理防災課)

- (3) 災害救助法の適用に当たって、被災市町村間の支援格差が課題になるような場合、**県内一律に適用できるようにするなど、客観的かつ弾力的な適用基準を構築すること。**

◆現状・課題

災害救助法の適用に当たっては、いわゆる4号基準による都道府県の判断による適用が可能だが、被災状況などから法適用できない市町村もあり、被災市町村間の支援格差や不均衡が生じることとなる。

◆実現による効果

客観的かつ弾力的な適用基準の構築により、被災者にとって公平感のある支援につながる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理防災課)

- (4) 被災者の生活再建に向けた支援制度について、民間保険とのバランスも考慮し、現行の現物給付に加え、**現金給付や用途を限定したクーポン券での給付を認めるなど、制定から70年が経過する災害救助法の見直しや既存制度の統合も含めた抜本的な検討を行い、被災の実情に応じた適切で不公平感のない救済制度を創設すること。**

◆現状・課題

被災者の生活再建への支援については、複数の法制度、交付金制度など、趣旨の異なる制度が混在しているため、被災者や被災自治体にとってわかりにくく、また、救済される被災者も限定され、地方自治体によって支援に格差も生じることになる。

また、みなし応急仮設が主流となっている実態や物資の調達環境の変化などを踏まえ、現物給付を前提とした災害救助法について、現金や用途を限定したクーポン券の給付も認めるなどの抜本的な見直しが必要である。

◆実現による効果

現行制度の整理とともに、全国統一的な支援制度を構築することで被災者のすみやかな生活再建や安定した暮らしの確保につながる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理防災課)

3 津波防災地域づくりに係る支援の充実強化

【提案内容】

提出先 内閣府、国土交通省

- (1) 津波災害警戒区域の指定が進むよう、財政的支援、技術的支援及び津波防災に関する普及啓発など、市町における警戒避難体制の整備に必要な各種支援を充実すること。

◆現状・課題

本県では、平成27年3月に津波浸水想定を設定、公表し、市町においても、津波ハザードマップを作成、配布するなど、県と市町が連携して津波対策を推進しているものの、警戒避難体制を一層強化するためには、津波災害警戒区域の指定を更に進めていく必要がある。

◆実現による効果

津波災害警戒区域の指定により、基準水位の設定、指定避難施設等の整備及び避難促進施設における避難確保計画の策定等の具体的な津波対策が促進され、警戒避難体制の強化につながる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理防災課)

- (2) 津波避難施設の構造要件に係る検証について、財政的・技術的支援を拡充すること。特に、許容浸水深表による新たな簡易基準が策定されたものの、市町等が行う検証は、多額の財政負担が発生することから、検証を確実に実施できるよう財源措置を講じること。

◆現状・課題

東日本大震災では、津波により多くの建築物が被害を受けたことから、津波に対する建築物の構造耐力上の安全性確保が一層求められ、平成23年12月に、「津波浸水想定を設定する際に想定した津波に対して安全な構造方法等を定める件」（国土交通省告示第1318号）が定められた。津波避難施設全般について、通知等により上記告示に基づき構造要件を検証することが求められていることから、津波避難施設の整備を進めるためには、検証への財政的・技術的支援が必要である。

◆実現による効果

検証が進むことにより、構造要件上の安全性が確保された津波避難施設の整備が促進され、最大クラスの津波に備えた避難場所の確保につながる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理防災課)

4 箱根山火山の観測体制の強化

【提案内容】

提出先 気象庁

箱根山火山について、県民、観光客の安全・安心の確保のため、ひずみ計や磁力計の設置による観測体制の充実強化や、既に提供されている観測データの解析等について技術的支援を行うこと。

◆現状・課題

箱根の大涌谷周辺では、平成27年4月以降、火山性地震の増加が見られ、同年6月には、初めて噴火警戒レベルが3に引き上げられた後、噴火警戒レベルが1に引き下げられた。その後、令和元年5月に、再び噴火警戒レベルが2に引き上げられ、現在は噴火警戒レベルが1に引き下げられている。しかし、箱根は、日本でも有数の観光地であることから、住民のみならず、年間約2,000万人に及ぶ観光客の安全・安心を確保するため、引き続き正確な火山活動のモニタリングが必要である。そこで本県では、温泉地学研究所による観測体制の強化に努めているところではあるが、国においても、ひずみ計や磁力計の設置による観測体制の充実強化が必要である。さらに、協定により共有されている、国が持つ地震や地殻変動などの広域的な観測データに基づき、火山活動の解析や共同研究の更なる充実強化が必要である。

◆実現による効果

本県が取り組んでいる箱根山の火山防災体制の充実により、県民や観光客の安全・安心の確保につながる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理防災課)

5 大規模地震対策

【提案内容】

提出先 内閣府

南海トラフ地震・首都直下地震にかかわる震源・津波モデルや地震被害想定が公表されてから10年近く経過するが、この間の情報通信技術の飛躍的向上や、広域応援体制の充実、感染症との複合災害対応など、災害対策を巡る環境の変化に対応した被害想定手法や、今後の減災目標の設定について国としての考え方などを示すこと。

◆現状・課題

国において定めている「首都直下地震緊急対策推進計画（以下、「緊急対策推進計画」という。）」では、今後10年間で達成すべき減災目標を提示し、これを達成するための各施策について、具体目標を設定している。また、南海トラフ巨大地震の被害想定については、中間的な試算が行われているものの、新たな想定手法については示されていない。また、首都直下地震については、平成25年以降、特段、新たな被害想定は実施されていない。

本県では、東日本大震災後に得られた地震学の新たな知見等に基づき、平成27年3月に「神奈川県地震被害想定調査」を公表した。また、本調査や緊急対策推進計画に基づき、「県民の命を守る」ことを最優先としたアクションプランである「神奈川県地震防災戦略（以下「地震防災戦略」という。）」を定めている。地震防災戦略は、緊急対策推進計画において「基本的に平成27年度からの今後10年間で達成すべき目標を取りまとめたものである」とされていることから、平成28年度から令和6年度までを対象期間としている。

◆実現による効果

国としての今後の減災目標の設定の考え方などを示すことで、大規模地震の発生に備えた地震防災対策を、早期に推進することができる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理防災課)

6 地震観測体制の確立及び地震調査研究の充実

【提案内容】

提出先 文部科学省、国土交通省

地震観測体制と更なる地震調査研究の充実を図ること。特に、南関東地域について、充実強化を図ること。また、東京湾及び相模湾における津波観測網の整備を推進すること。

◆現状・課題

地震の発生につながる異常な現象の観測・評価に基づく避難・警戒体制の確立に向け、南関東地域について、観測網及び調査研究を充実強化する必要がある。また、津波からの避難時間を確保するため、GPS波浪計や水圧式津波計等の沖合津波観測設備の充実を図る必要がある。

◆実現による効果

南関東地域の観測網等の整備により、相模トラフ沿いで発生する大規模地震による津波から住民が避難する時間の確保など、人的・物的被害の軽減につながる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理防災課)

7 国民保護体制の充実強化

【提案内容】

提出先 内閣府、防衛省

国際情勢が著しく悪化する中、県民の不安を抑える適切な情報発信に努めるとともに、我が国の安全・安心に影響を与える事態に対しては、**影響が最小限となるよう、あらゆる対策を講じること。**

また、将来の万一の有事に備え、**訓練や資機材整備、避難体制整備等の国民保護策について支援の充実を図ること。**

◆現状・課題

北朝鮮は、これまで再三にわたり、世界の懸念を無視した弾道ミサイル等の発射を繰り返している。また、ウクライナにおける情勢の悪化に伴う我が国への影響が懸念される。このような武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するとともに武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小限にするため、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置の的確かつ迅速な実施に向けて、国においては、万全の態勢を整備する必要がある。

◆実現による効果

国民保護のための措置の的確かつ迅速な実施に向けての万全の体制を整備することができる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理防災課)